

【災害関係特例保険】

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害が激甚災害に指定されたため、災害救助法が適用された市町村等の中小企業等が災害関係特例保険の対象となりました。

激甚災害	適用期間
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	平成30年5月20日 ～平成32年1月31日

指定地域	市町村
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市
岐阜県	岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
島根県	江津市、邑智郡川本町
岡山県	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気郡和木町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
山口県	岩国市
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市
高知県	安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村
福岡県	飯塚市

【対象者】

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者の方で、次の(1)及び(2)の要件を備え、被災した事業所の所在地を所管する市町村長が発行する「り災証明書」を受けた方。

(1) 激甚災害について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有する方

※主たる事業所のみならず、支店・工場・作業所・倉庫等の主要な事業用資産も含まれます。
なお、主たる事業所が被災地域外にあっても、支店等が被災地域内にあれば対象となります。

(2) 激甚災害を受けた方

※激甚災害により直接被害を受けた方をいい、間接被害のみを受けた方は対象外となります。

【対象資金】

事業の再建に必要な「運転資金」・「設備資金」
(借換資金は対象外となります)

【保証料率】

保険種類	保証料率
普通保険	0.7%
無担保保険	
特別小口保険	0.6%

【保証割合】

100パーセント